

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6-6、6-7会議室

○議事日程

平成31年1月10日（木曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（16名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	4番 佐藤 平和 君
6番 野田 卓志 君	7番 片岡 篤夫 君	8番 森 邦彦 君
10番 杉山 徳成 君	11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君
13番 安田 孝義 君	14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君
16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君
19番 岩田 幸子 君		

○欠席委員（3名）

3番 川村 信子 君	5番 遠藤 昭治 君	9番 八木 豊明 君
------------	------------	------------

○委員以外の出席者

産業経済部長	横山 伸治 君	農業委員会事務局長	西部 成敏 君
農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君	洞戸事務所主事	長屋 一也 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂）明けましておめでとうございます。昨年はたいへんお世話になりました。ありがとうございました。今年もお世話になります。よろしくお祈りします。昨年の暮れになって肥田瀬の方で豚コレラが発生しまして、8000頭という大きな頭数で殺処分という事になりました。細かい内容的なことは分かりませんが、部長さんを初め、職員の皆様方は動員でたいへんご苦労されたことと思います。本当にご苦労さまでございました。たいへん暮れから新年にかけて穏やかな陽気でありまして2019年を輝かしい新年を皆様方家族団欒でお迎えになられた事と思います。皆様方の今年のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。それでは本日の審議に対しましてよろしくお祈りいたしましてご挨拶とさせていただきます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）続きまして、産業経済部長の横山がご挨拶申し上げます。

○産業経済部長（横山伸治君）明けましておめでとうございます。昨年はいろいろとお世話になりました。ありがとうございます。会長さんからもお話がありましたように、昨年は台風やら災害やらいろいろあったんですが、年末は年末でちょうどクリスマスの時にそういう連絡をもらって、豚コレラという事ですけど、予定では年明けても続く当初の予定が28日に終わりました。お正月を越してまでという事はなかったんで、その時に改めて自衛隊の機動力の大きさとか凄さを経験したところがあります。今会長さんからもありましたように、年明けて本当に穏やかなお正月暖かいお正月で、私はいつも車で氏神さまやら地元の神社を回るんですが今年は女房と歩いて回ってきました。それぐらい暖かくてちょっと年始から運動しようかなと思いました。運動と言えば、来週20日なんですけど、3年振りに関市の駅伝大会に市役所チーム、市役所チームと言っても今年退職する部長と私というふうで、ほぼ60歳になるような人間だけで1チーム作って走る訳です。いつも市役所で最高幹部や幹部でチームを出しているんですけど、市役所の中のチームで最下位争いをしておるようなことなんですけど、順位というより健康作りにという事です。それで今言いましたように、私も還暦を迎えます。迎えました。還暦というのは、ご存じのように赤いちゃんちゃんこという事で、皆さんも経験されているかと思いますが、赤いちゃんちゃんこというのは2つ意味があるようで、還暦だと厄年になるのでその厄除けという事と、干支が60種類あったものが1周りして戻ってきて還暦なんですけど、赤ちゃんに戻るという事で、赤いちゃんちゃんこを着るような事だそうです。その赤ちゃんに戻るという事で、また初心に帰って今年1年、皆さんのご協力を頂きながら、あと1年3ヶ月ぐらいで市役所を退職定年という事ですが、その後少し残らしていただくかなとどうなるか分かりませんが、一応定年ですので、あと1年ちょっと初心に帰って頑張っていきたいと思しますので、皆様いっそうのお世話になります。よろしくお祈りします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。3番の川村委員、5番遠藤委員、9番八木委員の3名が欠席です。なお片岡委員につきましては、ただ今こちらに向かっているそうなので、おっつけ会場の方に来るかと思しますのでよろしくお祈りします。それでは議事の進行につきまして、野村会長よろしくお祈りします。

○議長（野村茂）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。1番安田委員、2番井戸委員のお二人をお願いします。これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、西田原地内、西田原公民館の南330mほどに位置する農振農用地である田1, 985㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るといふもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すといふもの。

12月14日に現地確認したところ、田で農地性ありと確認しています。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、下之保地内、殿村上野地区浄化センターの北西100mほどに位置する農振農用地である田2筆1, 432㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。借受人は、申請地を使用貸借により借り受けて、農業経営の拡大を図るといふもの。貸付人らは、借受人の申し出に応じ、貸し付けるといふもの。貸借の期間は、許可日より10年間となっています。

12月14日に現地確認したところ、田で農地性ありと確認しています。本案件は、3条3番と同時許可となります。

3番の案件 位置図は、3、4ページになります。申請地は、下之保地内、殿村上野地区浄化センターの北西120mほどに位置する農振農用地である田500㎡。下之保響野公民センターの北20mに位置する農振農地区域外である畑214㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るといふもの。譲渡人らは、農地の管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ売り渡すといふもの。

12月14日に現地確認したところ、田、畑で農地性ありと確認しています。本案件は、3条2番と同時許可となります。

以上、所有権の移転に関するもの2件、使用貸借権の設定に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第1号の3件を、許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、3ページからになります。

1番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、小屋名地内、小屋名公民センターの南東160mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地3筆595㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請者は、申請地の南側に母屋があるが、同居の家族が増えたため、申請地に、離れ、車庫、物置を建築したいといふもの。

12月14日に現地確認をしたところ、40年ほど前から住宅敷地として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、下白金地内、下白金公民センターの南東150mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地251㎡。登記地目畑、現況地目雑種地2筆147㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、貸駐車場です。申請者は、申請地は集落内にあり付近に店舗や会社があるため、その駐車場として貸し付け、生活資金に充てたいというもの。

12月14日に現地確認をしたところ、昭和42年ごろに埋め立てし、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、中之保地内、中之保久須集会場の北東160mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地109㎡。農地の区分は、中山間地域等の農業公共投資の対象となっていない小規模農地のため、第2種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請者は、申請地に一般個人住宅を建築したいというもの。

12月14日に現地確認をしたところ、大正4年ごろから住宅が建っており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、下之保地内、下之保饗野公民センターの北東25mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地93㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅、車回転場です。申請者は、申請地の北側にある駐車場に車で出入りするにあたり、通路が狭く不便しており、車の出入りし易くするため、申請地を車の回転場として利用したいというもの。

12月14日に現地確認をしたところ、平成7年ごろに埋め立てし、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、下之保地内、ファミリーマート武儀下之保店の北東160mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地125㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅、倉庫、庭です。申請者は、申請地を倉庫、庭として利用したいというもの。

12月14日に現地確認をしたところ、昭和48年ごろから倉庫、庭として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、5件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の5件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、5ページからになります。

1番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、東出町地内平賀公民センターの南東

200mほどに位置する登記地目田、現況地目畑2筆496㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を行っており、申請地を買い受けて、宅地分譲として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、遠方に居住しており耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

12月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性があると確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、肥田瀬地内少林寺の西100mほどに位置する畑2筆1,054.42㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、太陽光発電事業を行っている会社で、申請地を買い受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、営農困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

12月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、肥田瀬地内島集会所の北東440mほどに位置する登記地目田、現況地目畑4筆329.52㎡。農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在市内のアパートに居住しているが、家族が増え手狭となったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢となり耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

12月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地のため、原則不許可であるが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。

4番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、巾1丁目地内巾公民センターの北東350mほどに位置する畑763㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。借受人は、申請地の周囲に高い建物も少なく、太陽光発電施設の立地として適しており、自宅からも近く管理がしやすいため、申請地を母から使用貸借により借り受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。貸付人は、借受人である息子の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっています。隣地農地所有者の承諾を得ております。

12月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性があると確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、稲口地内タチヤ関稲口店の北西180mほどに位置する登記地目田、現況地目畑一部雑種地1,200㎡。農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、特定非営利活動法人駐車場です。譲受人は、申請地の東側で社会福祉施設を運営しているが、現在使用している駐車場が手狭なため、申請地を買い受けて、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、高齢であることから農地として維持することが困難なため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

12月14日に現地確認をしたところ、平成10年頃に一部を埋立てし、駐車場として使用しており、現況一部雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本申請地は、平成30年5月15日に農振除外の認可を得ているが、転用事業者が変更したことに伴い、農林課と協議した結果、事業目的が同等であることから、農振除外の変更手続きは必要なしとの回答を得ています。なお、本案件は1000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要です。

6番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、段下地内 倉知小学校の西北西30

0 mほどに位置する畑101㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を行っており、申請地付近は住宅地として需要の多い地域であるため、申請地を買い受けて、宅地分譲として利用したいというもの。譲渡人は、耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

12月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性があると確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、赤淵地内刃物会館の南330mほどに位置する田357㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地を買い受けて、宅地分譲として利用したいというもの。譲渡人は、耕作の手間がないため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

12月14日に現地確認をしたところ、田で農地性があると確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、倉知地内倉知小学校の南西400mほどに位置する田2筆1,195㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。借受人は、申請地の周囲に高い建物も少なく、太陽光発電施設の立地として適しており、自宅からも近く管理がし易いため、申請地を母から使用貸借により借り受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。貸付人は、借受人である息子の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっています。隣地農地所有者の承諾を得ております。

12月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性があると確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、北福野町2丁目地内西部公民センターの北北東90mほどに位置する畑242㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸家です。譲受人は、建築設備工事、土木工事、不動産賃貸業を行っている会社で、申請地は住宅地にあり、利便性の良い地域であるため、申請地を買い受けて、自社で建物を建築し、貸家として利用したいというもの。譲渡人は、県外に転居し、農地の維持、管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。

12月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性があると確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、池田町地内関警察署の南西270mほどに位置する田368㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在マンションに住んでいるが、自分の家を持ちたいと思い、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農業を行うことが困難なため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。

12月14日に現地確認をしたところ、田で農地性があると確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、広見地内広見公民センターの北東450mほどに位置する登記地目田、現況地目畑一部宅地5筆439㎡。登記地目宅地、現況地目畑2筆44.46㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地を買い受けて、建売分譲住宅として利用したいというもの。譲渡人は、高齢のため農地を縮小したく、譲受人の申し出により申請地を売り渡すというもの。

12月14日に現地確認をしたところ、平成15年頃、一部造成を行い、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

12番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、山田地内虹ヶ丘幼稚園の南西370mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地2、955㎡の内、115.44㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地区域内の農地ため、第2種農地と判断します。転用の目的は、農業体験施設一時転用です。借受人は、平成23年頃から、環境に配慮し、農地の保全管理を目的とした冬季湛水農法に取り組んでおり、子どもたちや、経験のない大人たちに、自然農法体験をさせてあげたいと考え、申請地を使用貸借により借り受けて、農業体験施設を建築したいというもの。貸付人は、過去には、田として利用していたが、耕作条件が悪く、荒らし放棄していたところ、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。

12月14日に現地確認をしたところ、平成23年頃に施設を建て、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権設定に関するもの3件、計12件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○1番（安田美雄君）12番の案件ですが、体験施設なんですけど貸農園的なものなんですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）貸農園ではなしに、施設の周囲でこの申請者の方が自然農法をやってみえるという事で、その農地を利用して子供達とかに体験をさせてあげるために更衣室だとか、倉庫だとかをこの土地に建築したいというものでございます。

○1番（安田美雄君）分りました。

○議長（野村茂）他にどなたかございませんか。

○17番（日置香君）特別反対とかいう意見を述べるつもりはないんですが、4番と8番の太陽光ですが、今までの太陽光発電の申請地というのは非常に悪いような立地の所が多かったと思うんですけど、この2件は近くに住宅街が結構あるんですね。個人的に見て、近くに太陽光発電の施設が並ぶと反射とかいろんな感じからあんまり良くないなと思うんですけど、こういう住宅街に出てくるというのは、これは同じ人ですね。隣地承諾書は周りが農地ですから農地を持っている人は特に問題はないと思うんですけど、その農地のすぐ隣に住宅がある人は非常に不快な感じがしそうな気がするんですけど、今後こういうのが増えていくと問題も出てくるような気がしますが、特別反対の意見ではありません。気になりました。

○8番（森邦彦君）8番の案件は私が担当したんですが、隣人への太陽光に対するの影響はないかとお聞きしましたら、隣人の方も承諾いただけましたので、私も同じようなことを危惧しておりましたが、そういう事で通しました。よろしくをお願いします。

○議長（野村茂）ありがとうございました森委員さん。

今の件は、事務局の方は把握してみえたんですか。承諾書をいただいた事。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）隣地農地の方の承諾書はついておりましたので、ただ住宅の方までは把握していません。

○議長（野村茂）他に質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第3号の12件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、10ページになります。

1番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、小野地内小野構造改善センターの北西600mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地12筆8,598㎡の内5,291.43㎡。登記地目畑、現況地目雑種地2筆327㎡。変更内容は、許可期限の延長です。事業計画者は、平成29年2月17日に、5条の一時転用の許可を受け、農地の嵩上げを計画したが、県工事の土砂の搬入が規定土量に達しないため、当初計画した工期に間に合わないため、期間を1年間延長したいというもの。

12月14日に現地確認をしたところ、現在事業実施中のため、雑種地であることを確認しています。申請地は、農振農用地及び、農業公共投資の対象となっていない農地のため、第2種農地であるが、事業は一時的なものであり、農地への復元が誓約されているため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○4番（佐藤平和君）私の担当している地域でございます。1番初めの許可申請29年2月ですが、私が29年の7月からですのできちっとした契約書を見ていなかったんですが、期間内に工事が終わるという予想を当時施工者はしておったようですが、土砂の数が少ないということで、延び延びになっておりました。最近ここ2ヶ月ぐらいの間、もの凄くダンプカーが入りまして道路がたいへん汚れておりました。それで埃が非常にたちましたので散水車を入れていただきまして、常時散水して埃除けをしているような訳です。延長の期間が1年間、32年2月16日ですが、たぶんあと少ししか埋立する用地がありませんので、出来るとは思いますが、1番初めに許可される場合にきちっとした日にち、賃借料これも全く決まっておられません。地主がそれで承諾しているので問題はありますが、完成した時点で考慮する又は支払うという条項が入っているようです。その辺を確認しまして、1年間延長することを承諾した訳です。その他の洞、近くにまた埋立を希望しているような模様ですが、その時はきちっと必ず期間を設定して排水路又は、土砂の流出がないようによく見ておかないと、その工事期間がずるずる延びたり見込みのない工事が行われる事もあると思いますので、これからは注意をしないといけないと思います。私は、これで印鑑を押しまして承諾致しました。

○議長（野村茂）他に補足説明のある方はございませんか。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第4号の1件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、11ページになります。使用貸借権の設定に関するものについて、新規が、2件4筆、地目は畑2,237㎡。更新が、1件1筆、地目は畑925㎡。地区は、下有知、洞戸飛瀬の2地区でございます。権利の設定を受ける者は、大澤靖史外でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はご

ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。

農地法第18条第6項の規定により賃貸者の合意解約の届出がありましたので説明させていただきます。議案は、12ページになります。

1番の案件 届出地は、黒屋地区の田2筆5,837㎡。賃借人は、山下洋史です。合意解約成立日は、平成30年11月10日です。

以上、報告させていただきます。

○議長(野村茂) 報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。慎重に審議頂きましてありがとうございました。その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) その他でございますが、次回の総会は平成31年2月6日水曜日、午前9時からこの場所で行いたいと思います。その後、次回農業委員・農地利用最適化推進委員の合同会議を同じく2月6日水曜日午前10時から大会議室で開催を予定しておりますので、よろしくをお願いします。

次に、別紙資料をお配りしてありますとおり東海農政局から県を通じ、農業委員への周知と指導の通知がありました。昨年12月、徳島県阿南市で、増収収賄容疑、さらに大阪府羽曳野市で、農地転用に係る農地法違反ほう助の容疑の報道がありました。

阿南市の件は、農業委員が耕作放棄地5haの農地を転用し、太陽光発電施設の建設を巡り、事業者から現金を受け取った疑いというもの。

大阪府の件については、市長や市幹部らが、農地を不正転用したとして起訴された不動産会社社長から、贈答品を受け取ったというもの。また、不正転用の事情を知らずながら手続きを進めたとして、職員がほう助の容疑で逮捕されたというものです。

農業委員の皆様方は、非常勤の公務員という立場でございます。その点をまた改めてご認識頂くとともに、我々事務局職員も共に、公正な職務執行の確保に努めていただき、関市でこうした事案がないように努めていただきますようお願いいたします。

また、本年度は、4月の県議会選挙、市議会選挙、夏には参議院選挙と、選挙の年であります。農業委員である皆様は、公職選挙法第136条で規定する、在職中に選挙運動が出来ない「特定公務員」の対象に含まれておりませんが、同条の2で規定する「地位を利用」しての選挙運動は禁止されております。

「地位を利用する」とは、職務上身分、つまり農業委員としての立場、権限を利用して選挙運動するということではできません。選挙運動への深入りは、地位利用とみなされる場合があるため、誤解を招くような行動や、言動には十分注意していただきますよう合わせてお願いします。

○事務局長(西部成敏君) チラシを2枚入れさせていただきました。JAめぐみのの広報誌ですが、農地集積で農林水産大臣賞を郡上市の美並地域農地集積推進チームがとったということです。そのチームはJAと郡上市、美並振興事務所、農地利用最適化推進委員、県の農畜産公社の6人で構成したチームで、平成27年7月から3年間で農地の約3分の1の54ヘクタールを地区内の4つの集落営農法人に集積したというものでございます。非常に近い所でいい事例がありましたので、次回の合同会議の時にこの関係の方で畜産公社の方かにアポが取れましたら、お話を聞きたいという事で今進めておりますので、よろしくをお願いします。

それから2枚目の日本農業新聞の1月5日付のコピーですが、皆さんテレビを見てみえたかどうか分かりませんが、下町ロケットというテレビで、無人農業用トラクターとコンバインのドラマがやっておったんですね。それは元々、実際実験しておる所がありまして、CMではクボタが盛んにやっておる事業なんです、耕起と収穫作業で3割、田植え作業で4割の作業時間を削減したと。一人当たりの年間農業所得が790万円と導入前に比べると45パーセント増えたと良い事がひじょうに書いてあるんですが、今はこういう流れで、北海道なんか特に流れが大きくて、農業者が減ってもロボットを入れることによって十分やっつけていけるというような予測もデータで出ておるような話です。ロボット化もいずれにしてもこういう流れになってくるという事もあるそうです。実際に耕地面積が狭いのは、どうしようもないので、今無料で耕地整理出来る事業がありますので、基盤整備からやっつけていかないかんという所です。情報提供です。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）先ほど課長の方から話がありましたが、郡上市の件ですがJAの方にアポを取りまして、次回2月6日の合同会議の場で状況報告とかお話を頂けるようお願いをしておりますので、合同会議の中で事例のご報告を頂こうと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは閉会のあいさつを職務代理の安田さんよりお願ひします。

○職務代理（安田孝義君）慎重審議をして頂きましてありがとうございます。19年の第1回目の総会が終わった訳ですが、1年間またお世話になりますのでよろしくお願ひします。

午前10時59分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場551番地

印

1 番 関市肥田瀬1090番地

印

2 番 関市大杉756番地2

印
